

あきる野市農業振興計画

“やってんべえ！”

—明日の笑顔が見える、あきる野農業—



策定 平成18年5月

変更 平成23年5月

変更 平成28年5月

あきる野市

目 次

| | | |
|-----|-----------------|----|
| 第1章 | 農業振興計画改定の目的 | |
| 1 | 改定の目的 | 1 |
| 2 | 計画の期間 | 1 |
| 3 | 計画の位置付け | 2 |
| 第2章 | 農業振興計画の検証と課題 | |
| 1 | 計画の検証 | 4 |
| 2 | あきる野農業の課題 | 12 |
| 第3章 | あきる野農業の進むべき道 | |
| 1 | 目標 | 17 |
| 2 | 計画の3つの基本方針 | 19 |
| 3 | あきる野市農業振興計画の体系図 | 19 |
| 4 | 施策の目標・方向性 | 19 |
| 5 | アクションプログラム | 20 |

第1章 農業振興計画改定の目的

1 改定の目的

本市では、秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター及び瀬音の湯物産販売所「朝露」を中心に、市内で生産された新鮮で安心・安全な農畜産物を市民等に供給する「地産地消型」農業をJAあきがわ等の関係機関と連携して展開しています。

農地は、市民生活に潤いや安らぎを与えるなど、「まちづくり」に大切な役割を持っていますが、農業従事者の高齢化・従事者不足から農地の減少とともに、遊休農地（耕作放棄地）などの問題も抱えています。

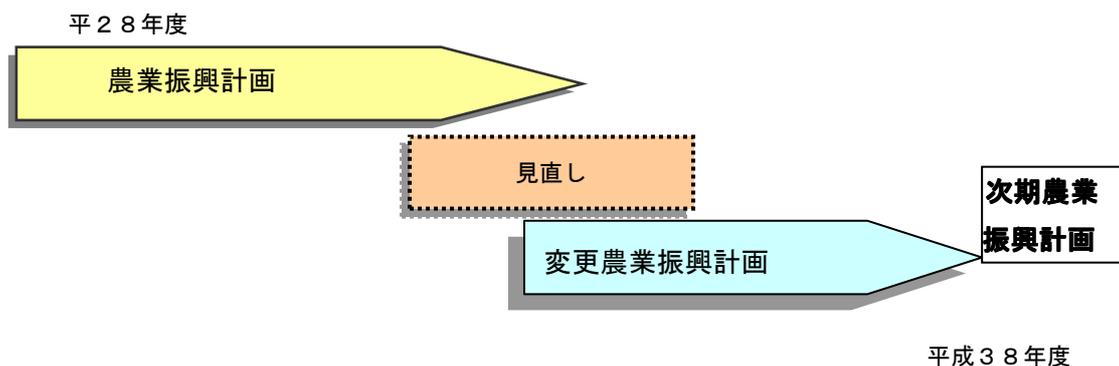
このような中で、地産地消を更に推進するためには、市民が農業に対する理解を深めること、消費者との信頼関係を築き上げることなどにより、農業者と消費者が一体となってあきる野農業を推進する必要があります。

また、平成25年には「農地中間管理事業の推進に関する法律」、平成27年には「都市農業振興基本法」制定、「農地法」「農業委員会法」改正など、農業関連法の大きな改正等が行われ、農地と担い手をめぐる制度の大幅な改革が始まりました。

特に都市農業振興基本法では、市街地及びその周辺の地域において行われる農業を「都市農業」として位置づけ、その振興について、国と地方自治体の責務が定められ、今後、国や都において関連法案や関連施策が整備されていくことが見込まれています。

2 計画の期間

本計画では、平成18年に策定した計画（平成23年度見直し）での実績を評価し、課題を抽出しておおむね10年間に重点的に取り組む施策を明らかにしていきますが、1で述べたように、期間中に農業を取り巻く制度が大きく変化することが見込まれることから、状況に応じて見直しを行います。



3 計画の位置付け

あきる野市農業振興計画は、次に示すとおり、国、東京都及び市の農業振興に関連する各種計画を踏まえ、また、JAあきがわ等の関係機関と効果的で効率的な施策の展開を図っていくこととします。

(1) 食料・農業・農村基本法との関係

食料・農業・農村基本法は、国の責務（第7条）、地方公共団体の責務（第8条）を明確にするとともに、都市と農村の交流等（第36条第2項）について国の責務を明確にしています。

あきる野市農業振興計画は、この法律及び国の基本計画（食料・農業・農村基本計画）に沿って、あきる野農業の振興を図るとともに、あきる野の地域特性を生かした農業を推進します。

(2) 都市農業振興基本法との関係

都市農業振興基本法は、国の責務（第4条）、地方公共団体の責務（第5条）について定められており、国は基本計画を定めなければならいとされており、また、地方公共団体は地方計画を定めるよう努めるものとされています。国の基本計画は平成28年3月現在、未完成であるため、本計画では直接反映することができませんが、国の基本計画策定後、必要に応じて本計画の見直しにより反映させていくものとします。

(3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

本市における「農業経営基盤強化促進法」の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」とします。）は、平成18年策定の農業振興計画の第6章として策定しておりましたが、平成23年、平成26年にそれぞれ農業振興計画、基本構想の見直しが行われたため、現在は2冊をひとまとめとして基本構想としています。本計画においても、市の農業振興の方針等は本書に記載し、経営目標等は別冊として整備し、農業者の農業経営改善計画の策定と支援による認定農業者の認定と農用地の利用集積等を促進します。

(4) 「東京都農業振興プラン」・「東京都農業振興基本方針」

東京都では、平成24年3月に「東京都農業振興プラン」を策定しています。このプランでは、都民生活に密着し未来に向け発展する産業としての東京農業を振興する方向を明らかにし、今後の施策展開を示しています。

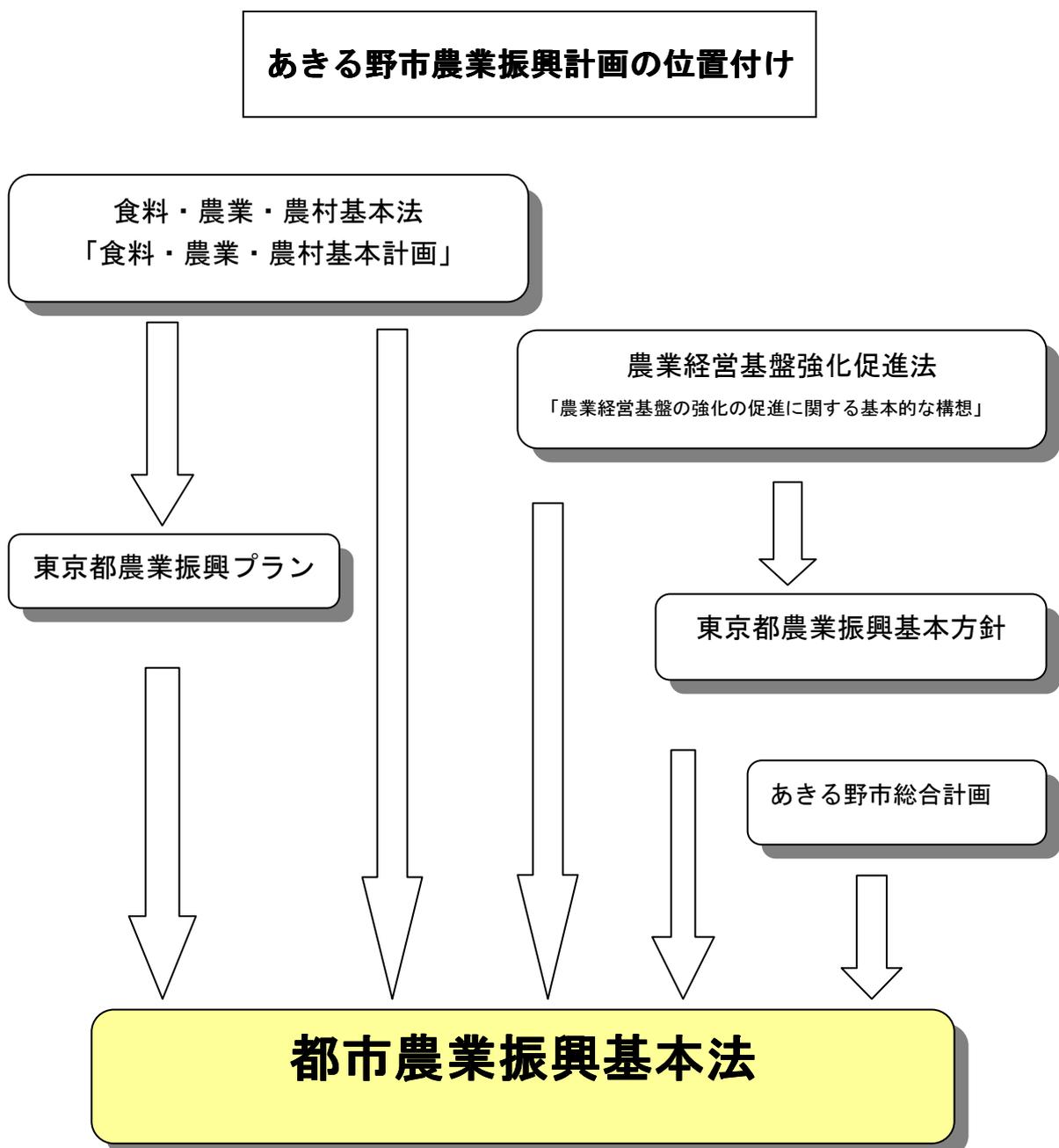
また、平成26年6月には「東京都農業振興基本方針」を改正し、「農業振興及び地域の活性化を図るための指針」と位置付け、都が目指す農業振興の方向性を明らかにしています。

あきる野市農業振興計画は、東京都の農業振興プラン及び東京都農業振興基本方針と整合を図りながら、都市農業を推進していきます。

(5) 「あきる野市総合計画 後期基本計画」

あきる野市総合計画は、「人と緑の新創造都市」を将来都市像とし、基本方針の目標の1つである「消費者志向に合わせた都市型農業の推進」を図るため、「生産環境の整備」、「多様な農業者の育成・確保」、「魅力ある農業経営の確立」を施策として掲げています。

あきる野市農業振興計画は、これらの施策に対する具体的な取組を明らかにし、あきる野農業の振興を推進していきます。



第2章あきる野農業の現状と旧農業振興計画の検証・課題

1 農業の概要

(1) 農家の状況

「2015年農林業センサス（速報）」によると、あきる野市の総農家数は711戸、この10年（2005年農林業センサス結果）で154戸減少しました。農家の内訳としても販売農家が105戸減少し、自給的農家も49戸減少しています。

販売金額は100万円未満の小規模経営農家が約37%であり、販売なしを合わせると約64%を占めています。販売農家における農産物の売上1位の出荷先は消費者に直接販売が約66%を占めています。

① 農家数（2015年農林業センサス速報） 【単位：戸】

| | あきる野市（構成比） | 東京都（構成比） | 全国（構成比） |
|-------|-------------|----------------|-------------------|
| 総農家 | 711 (100.0) | 11,224 (100.0) | 2,153,045 (100.0) |
| 販売農家 | 197 (27.7) | 5,620 (50.1) | 1,326,755 (61.6) |
| 主業農家 | 38 (5.3) | 1,871 (16.7) | 292,795 (13.6) |
| 準主業農家 | 32 (4.5) | 1,512 (13.5) | 256,500 (11.9) |
| 副業的農家 | 127 (17.9) | 2,237 (19.9) | 777,460 (36.1) |
| 自給的農家 | 514 (72.3) | 5,604 (49.9) | 826,290 (38.4) |

② あきる野市の農家数の推移（2015年農林業センサス速報） 【単位：戸】

| | 2015年 | 2005年 | 2000年 |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 総農家 | 711 (100.0) | 865 (100.0) | 849 (100.0) |
| 販売農家 | 197 (27.7) | 302 (34.9) | 384 (45.2) |
| 主業農家 | 38 (5.3) | 60 (6.9) | 64 (7.5) |
| 準主業農家 | 32 (4.5) | 50 (5.8) | 81 (9.5) |
| 副業的農家 | 127 (17.9) | 192 (22.2) | 239 (28.2) |
| 自給的農家 | 514 (72.3) | 563 (65.1) | 465 (54.8) |

構成比は端数処理による誤差あり

用語解説

| | |
|-------|--|
| 農家 | 調査期日現在の経営耕作面積が10a（1000㎡）以上の農業を営む世帯又は経営耕作面積が10a未満であっても調査前期日1年間の農産物販売額金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。 |
| 販売農家 | 経営耕地面積が30a（3000㎡）以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。 |
| 主業農家 | 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる世帯をいう。 |
| 準主業農家 | 農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。 |
| 副業的農家 | 65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家をいう。 |
| 自給的農家 | 経営耕作面積が30a未満かつ農産物販売金額が調査期日前1年間で50万円未満である農家をいう。 |

③ 農産物販売金額規模別家族経営体数（2015年農林業センサス速報）

【単位：戸】

| | あきる野市 (構成比) | | 東京都 (構成比) | | 全国 (構成比) | |
|-----------------|----------------|---------|--------------|---------|-------------|---------|
| 総数 | 203 | (100.0) | 6,020 | (100.0) | 1,374,576 | (100.0) |
| 販売なし | 55 | (27.1) | 642 | (10.7) | 132,604 | (9.6) |
| 販売あり(計) | 148 | (72.9) | 5,378 | (89.3) | 1,241,972 | (90.4) |
| 50万円未満 | 47 | (23.2) | 1,394 | (23.2) | 469,343 | (34.1) |
| 50～100万円未満 | 28 | (13.8) | 954 | (15.8) | 210,468 | (15.3) |
| 100～200万円未満 | 25 | (12.3) | 960 | (15.9) | 165,552 | (12.0) |
| 200～300万円未満 | 9 | (4.4) | 611 | (10.1) | 89,152 | (6.5) |
| 300～500万円未満 | 14 | (6.9) | 603 | (10.0) | 85,086 | (6.2) |
| 500～1,000万円未満 | 17 | (8.4) | 542 | (9.0) | 97,215 | (7.1) |
| 1,000～3,000万円未満 | 5 | (2.5) | 262 | (4.4) | 89,940 | (6.5) |
| 3,000～5,000万円未満 | 3 | (1.5) | 38 | (0.6) | 18,277 | (1.3) |
| 5,000万円以上 | 0 | (0.0) | 14 | (0.2) | 16,939 | (1.2) |

構成比は端数処理による誤差あり

④ 農産物売上1位の出荷先別農家数(2015年農林業センサス速報)【単位：戸】

| | 販売のあった農家数合計 | 農協 | 農協以外の集出荷団体 | 卸売市場 | 小売業者 | 食品製造業・外食産業 | 消費者に直接販売 | その他 |
|-----|-------------|------|------------|------|------|------------|----------|-----|
| 戸数 | 148 | 29 | 4 | 4 | 4 | 1 | 98 | 8 |
| 構成比 | 100 | 19.6 | 2.7 | 2.7 | 2.7 | 0.7 | 66.2 | 5.4 |

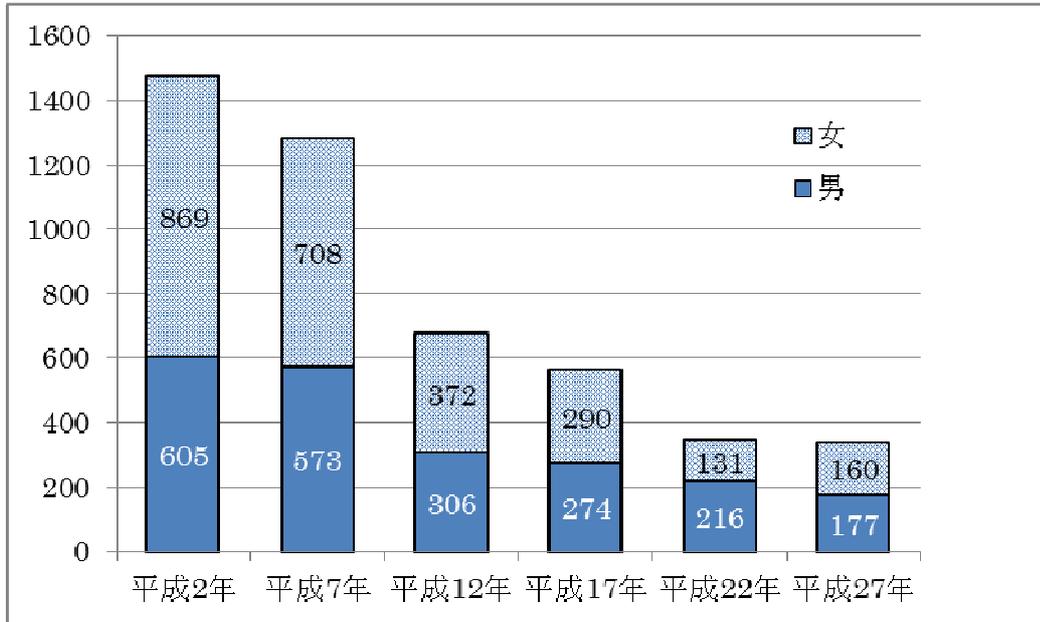
(2) 農業人口の推移

農業就業人口（販売農家）は、平成2年の1,474人から、平成12年に急激に減少して678人となり、平成27年には337人となりました。

また、基幹的農業従事者は、平成7年に一時的に増加したものの、その後は減少し、平成27年には270人となっています。

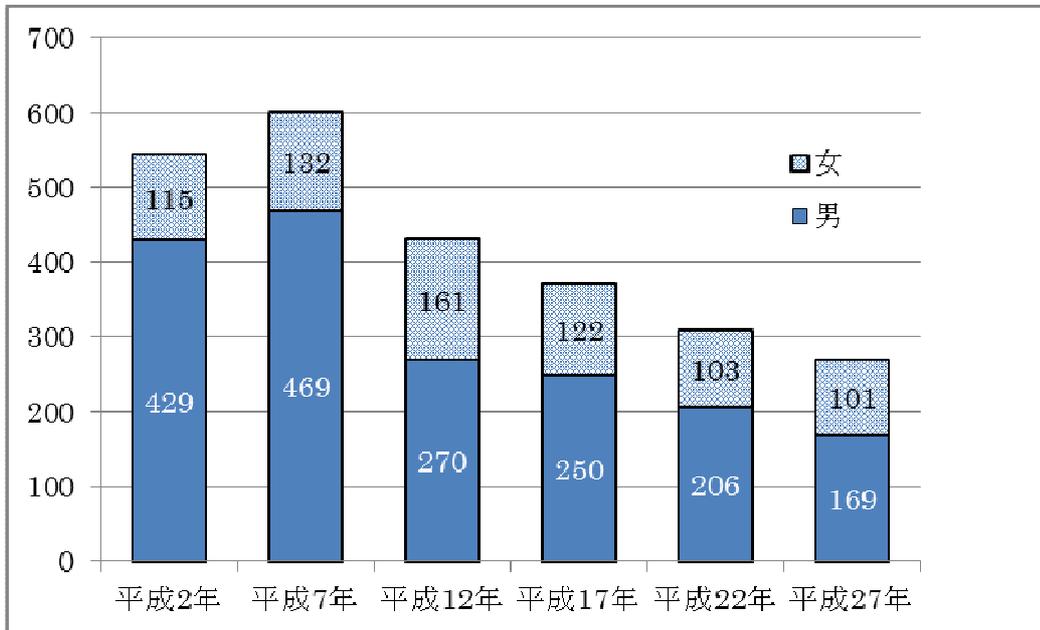
① 農業（販売農家）就業人口の推移（農業センサス）

【単位：人】



② 基幹的農業（販売農家）従事者数の推移（農業センサス）

【単位：人】



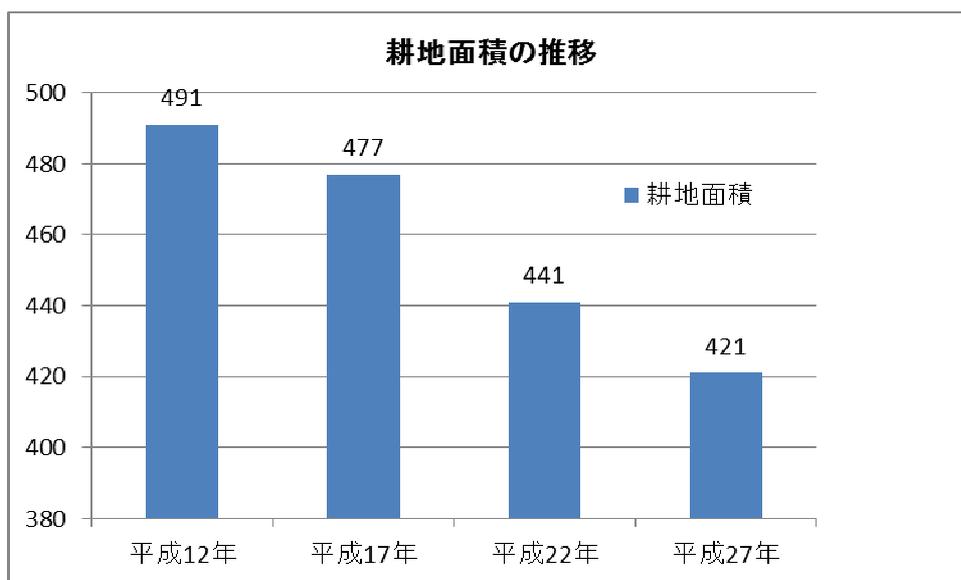
| | |
|----------|---|
| 農業就業人口 | 15歳以上の農家世帯員のうち、農業のみに従事した人又は農業とその他の仕事の両方に従事した人のうち、農業が主である人をいう。 |
| 農業従事者 | 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に少しでも自営農業に従事した者をいう。 |
| 基幹的農業従事者 | 農業就業人口のうち、ふだんの主な仕事が農業のみ、農業を主に従事していた者 |

(3) 農地の状況

あきる野市の耕地面積は、421haで、10年前の平成17年と比べて56ha減少しています。また、経営耕地面積規模別農家は、0.3～0.5ha未満が約37%、0.5～1.0ha未満が約40%であり、中規模経営が約77%を占めています。作付け種類別にみると、野菜類や果樹類を栽培する経営耕地が占める大きくなっており、消費地に近い地産地消型農業経営が多いことがうかがえます。一方、耕作放棄地は58haあり、そのうち土地持ち非農家が約53%を占めています。

① 耕地面積の推移

農林水産省「耕地面積統計」



経営耕地面積規模別経営体数

| | 計 | 経営耕地なし | 0.3ha未満 | 0.3～0.5未満 | 0.5～1.0未満 | 1.0～1.5未満 | 1.5～2.0未満 | 2.0～3.0未満 | 3.0～5.0未満 | 5.0～10.0未満 | 10.0～20.0未満 | 20.0～30.0未満 | 30.0～50.0未満 | 50.0～100.0未満 | 100ha以上 |
|-------|-------|--------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| 東京都 | 6,020 | 45 | 980 | 1,823 | 2,050 | 659 | 232 | 123 | 68 | 34 | 4 | 2 | - | - | - |
| あきる野市 | 203 | 1 | 15 | 75 | 82 | 17 | 10 | 2 | 1 | - | - | - | - | - | - |

② 種類別経営耕地面積（2015年農林業センサス）

【単位：ha】

| | 合計（構成比） | 田（構成比） | 畑（構成比） | 樹園地（構成比） |
|---------|------------|----------|----------|----------|
| 経営耕地総面積 | 135（100.0） | 17（12.6） | 91（67.4） | 26（19.3） |

（端数処理による誤差有）

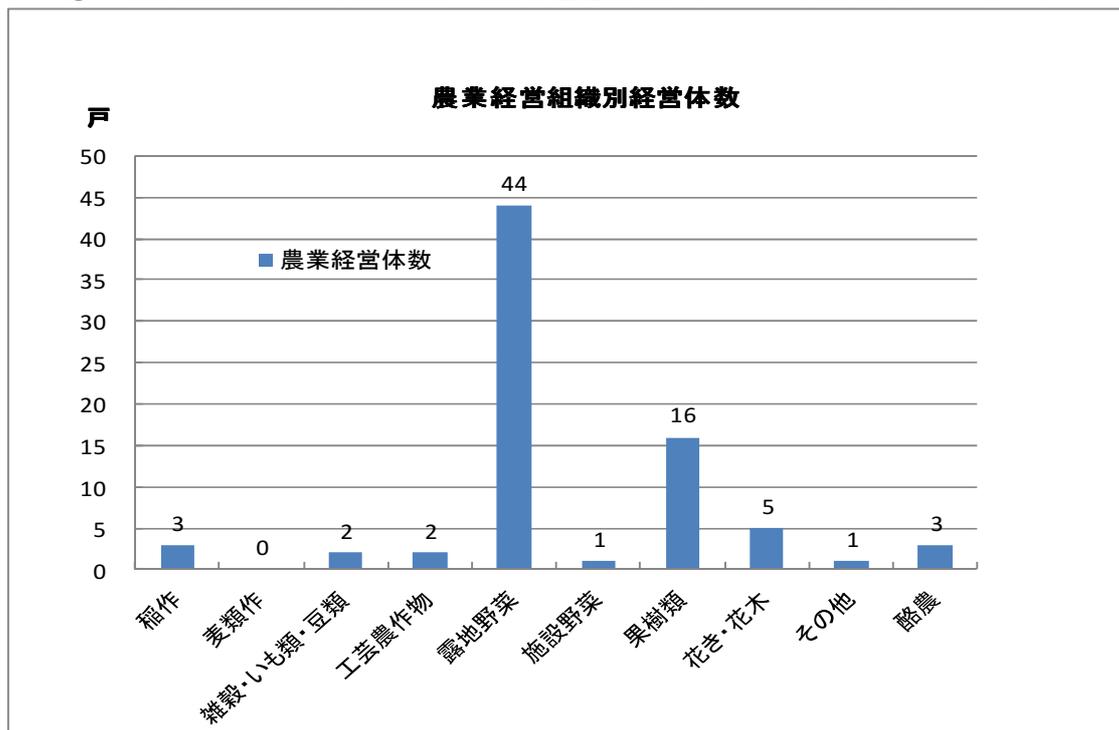
③ 経営耕地面積規模別農業経営体数（2015年農林業センサス）【単位：戸】

| | あきる野市（構成比） | | 東京都（構成比） | |
|------------|------------|--------|----------|--------|
| 総数 | 203 | 100.0% | 6020 | 100.0% |
| 0.3ha 未満 | 16 | 7.9% | 1,025 | 17.0% |
| 0.3～0.5 未満 | 75 | 36.9% | 1,823 | 30.3% |
| 0.5～1.0 未満 | 82 | 40.4% | 2,050 | 34.1% |
| 1.0～2.0 未満 | 27 | 13.3% | 891 | 14.8% |
| 2.0～5.0 未満 | 3 | 1.5% | 191 | 3.2% |
| 5.0ha 以上 | 0 | 0.0% | 40 | 0.7% |

農業経営組織別経営体数

| 区 市 町 村 | 農産物の販売の あった経営体 | 単一経営経営体（主位部門の販売金額が8割以上の経営体） | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------------------|-----------------------------|----|-----|---------------|-------|------|------|-----|-------|-----|----|-----|----|----|----|------------|
| | | 計 | 稲作 | 麦類作 | 雑穀・いも 類・豆類 | 工業農作物 | 露地野菜 | 施設野菜 | 果樹類 | 花き・花木 | その他 | 酪農 | 肉用牛 | 養豚 | 養鶏 | 養蚕 | その他の 畜産 |
| あきる野市 | 148 | 78 | 3 | - | 2 | 2 | 44 | 1 | 16 | 5 | 1 | 3 | - | - | - | - | 1 |

④ 販売目的作付け種類別の農業経営体数（2015年農林業センサス）



⑤ 耕作放棄地面積（2015年農林業センサス速報）

（単位・ha）

| | あきる野市 （構成比） | 東京都 （構成比） | 全国 （構成比） |
|---------|----------------|--------------|-----------------|
| 総面積 | 58 (100.0) | 955 (100.0) | 424,090 (100.0) |
| 販売農家 | 7 (12.1) | 159 (16.6) | 127,401 (30.0) |
| 自給的農家 | 20 (34.5) | 256 (26.7) | 91,047 (21.5) |
| 土地持ち非農家 | 31 (53.4) | 541 (56.7) | 205,642 (48.5) |

用語解説

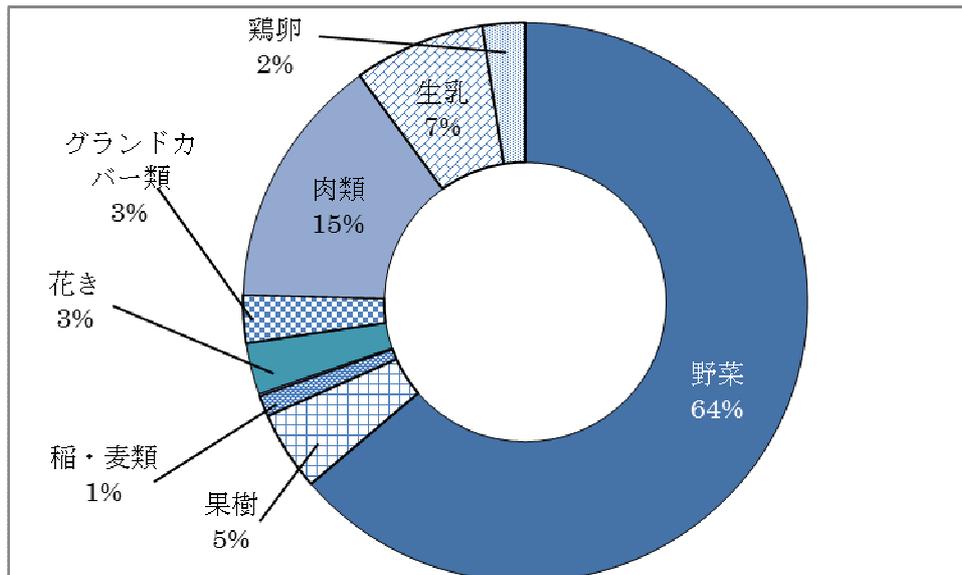
| | |
|---------|---|
| 経営耕地面積 | 農家が経営する耕地（田・畑・樹林地の計）の面積をいい、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたものに、借りている耕地を加えたものをいう。 |
| 耕地面積 | 農林業センサス調査と異なり、耕地面積調査（7月15日実施）によるものである。この調査は、都市計画の現況調査結果を基に、抽出単位区（2haの耕地集団）を調査の単位とする対地標本実測調査の方法により、現地巡回調査及び関係機関からの情報収集等を参考にし、測量修正率を乗じて面積を算出している。 |
| 耕作放棄地面積 | 所有している耕地のうち、過去1年以上作付けをせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。 |
| 土地持ち非農家 | 農家以外で耕地又は耕作放棄地を5a（500㎡）以上所有している世帯をいう。 |
| 樹園地 | 果樹、桑、茶など1a以上集団的（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていること）に栽培するものをいう。 |

(4) 農業産出額

平成25年の農業産出額は1,392百万円、内訳としては野菜類が約64%、牛肉・鶏肉などの肉類が15%、生乳7%などとなっています。

畜産を除く耕種農業の農業産出額の推移をみると、平成20年と比較して約600万円の増となっています。経営耕地面積が年々減少していることから、農産物の販売単価の向上が推測されます。

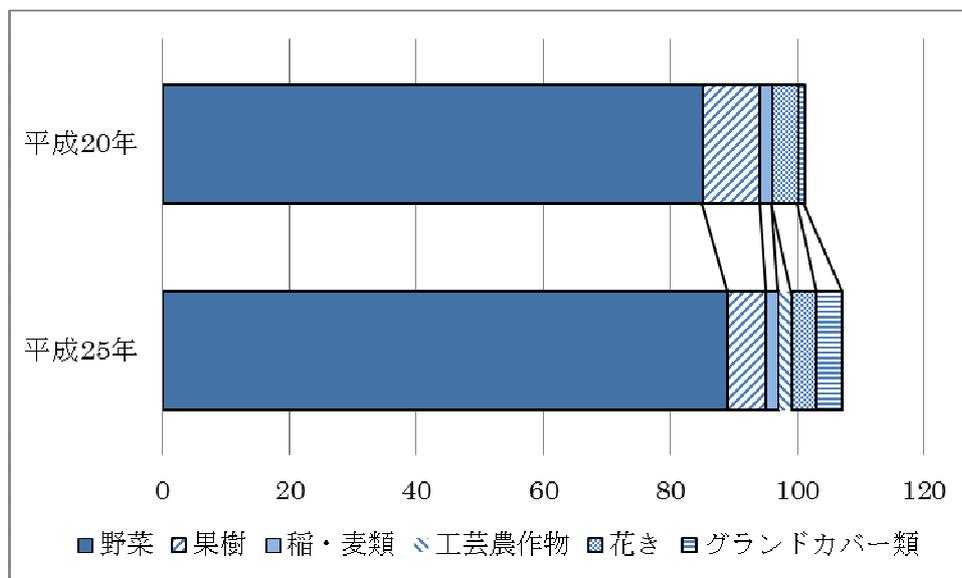
① 農業産出額（平成25年産）



(東京都農作物生産状況調査ほか／東京都・平成27年)

② 農業産出額の推移（畜産物を除く）

(単位百万円)



(東京都農作物生産状況調査／東京都)

(5) 農業関係団体の状況

市内の農業関係団体は、「あきる野市農業振興会」、「営農、畜産、青壮年部」、「秋川ファーマーズセンター直売所運営委員会」、「五日市ファーマーズセンター運営委員会」などがあり、農業者は複数の団体に加入しています。また、役員重複により農業従事への影響も懸念されています。近年は、後継者部や青壮年部の会員数は増加傾向にあるものの、女性部の会員数は高齢化等により減少傾向にあります。

| 団体名 | 会員数 | 内容 |
|-----------------------------|-----|---|
| あきる野市農業振興会 | 170 | 農業経営の発展及び安定に関する取組と会員相互の連携 (会員は、2部会まで加入できる) |
| そ菜部 | 109 | |
| 果樹植木花部 | 53 | |
| 畜産部 | 9 | |
| 後継者部 | 31 | |
| 女性部 | 13 | |
| スイートコーン部会 | 99 | |
| のらぼう部会 | 40 | |
| J Aあきがわ | — | |
| 営農部会 | 260 | 生産技術の向上 |
| 畜産部会 | 9 | 経営の安定化及び新技術の調査研究 |
| 青壮年部 | 48 | 農業新技術の習得 |
| 酪農ヘルパー利用組合 | 6 | 酪農家の休暇の確立及び酪農経営の安定化 |
| 秋川ファーマーズセンター農畜産物直売コーナー運営委員会 | 112 | 直売所の運営向上及び安定に関する事 |
| 五日市ファーマーズセンター運営委員会 | 67 | 直売所の運営向上及び安定に関する事 |
| 十里木・長岳農畜産物等直売組合 | 49 | 農畜産物の直売 |

(平成28年2月現在)

2 前計画期間の状況と、施策の推進状況

平成23年度から平成27年度の5年間では、平成26年に冬季の記録的な降雪と梅雨時の豪雨による災害が発生し、特に降雪による農業用施設への被害総額は約1億円となってしまいました。

また、農地の利用権設定、中間管理事業、青年等就農給付金事業の導入など、農地と担い手をめぐる制度の大きな改正が進んでおり、平成27年には「都市農業振興基本法」も成立し、その理念に基づく国の「基本計画」が平成28年春以降に策定される予定となっています。

こうした環境の中、5年間で実施してきた施策の取り組み実績と検証を行い、課題を抽出します。

(1) 魅力ある農業経営の確立

① 農業経営者の育成・確保

| 施策 | 取り組み実績・検証 | 課題抽出 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|---|------|------|----------------------|------|----------------------|------|-----------------------|------|----------------------|------|-----------------------|-------------|-----------------------|--|
| 直売所の拡充 | <p>秋川ファーマーズセンター再整備検討プロジェクトチームを設置（会議3回、先進視察3か所）し、検討</p> <p>東京都エコ農産物認証者14名</p> <p>観光農園開設準備（越谷市、甲州市視察）</p> <p>地場産野菜流通の勉強会開催</p> <p>学校給食への提供を開始</p> <p>JA系直売所共通POS導入</p> | <p>○秋川ファーマーズセンターの再整備</p> <p>○エコ農産物認証制度の普及</p> <p>○観光農園の整備</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 農畜産物の安定供給 | <p>東京都補助事業によるパイプハウスの設置（H23：9棟、H26：5棟）</p> <p>担い手への農地利用集積</p> <table border="1" data-bbox="539 1473 1056 1818"> <thead> <tr> <th>実施年度</th> <th>実施面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度</td> <td>4,682 m²</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2,172 m²</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>10,269 m²</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>8,384 m²</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>10,476 m²</td> </tr> <tr> <td>27年度（10月まで）</td> <td>10,530 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成26年大雪による倒壊ハウスの復旧支援</p> <p>優良牛品種改良研究、家畜伝染病の予防接種等の助成</p> | 実施年度 | 実施面積 | 22年度 | 4,682 m ² | 23年度 | 2,172 m ² | 24年度 | 10,269 m ² | 25年度 | 8,384 m ² | 26年度 | 10,476 m ² | 27年度（10月まで） | 10,530 m ² | <p>○端境期対策の解消（改善）</p> <p>○農業施設共済への加入促進</p> <p>○家畜伝染病への適切な対応</p> |
| 実施年度 | 実施面積 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22年度 | 4,682 m ² | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23年度 | 2,172 m ² | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24年度 | 10,269 m ² | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25年度 | 8,384 m ² | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26年度 | 10,476 m ² | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27年度（10月まで） | 10,530 m ² | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----------------|--|--------------------------------|
| 農業経営の拡大 | 担い手への農地利用集積（前頁表参照 41,831 m ² ） 東京都補助事業による農産物加工施設の設置（H24：4棟） | ○利用集積の拡大（地区別対応） ○営農拡大意欲の向上。 |
| 消費者と農業者の交流イベント | 農業体験イベント「あきる農を知り隊」の開催 料理講習会等への地場産農産物の利用 NPO法人による港区の体験農園の開設支援 | ○観光農園の整備 ○直売所以外の交流チャンネルを検討 |

② 担い手の確保・育成

| 施策 | 取り組み実績・検証 | 課題抽出 |
|-------------|---|---|
| 認定農業者制度等の推進 | 認定農業者33人 制度普及PR（委員会だより、振興会だより） 人・農地プランの策定 認定農業者アンケートの実施 | ○認定農業者制度普及PR不足 ○認定農業者に対する支援強化 |
| 農業後継者の育成支援 | 提案型補助事業の導入 F&U受講者9人 定年等就農セミナー17人 農業振興会后継者部への補助 | ○後継者の確保・育成 |
| 新規就農者の育成支援 | 認定新規就農者2人 研修受け入れ中2人 新規就農者への農地利用集積3,955 m ² 新規就農相談センターの開設 新規就農提案型支援事業の新設 農の雇用事業説明の開催 大規模市民農園の開設 提案型補助事業の導入 | ○農家の高齢化が進んでいるなか、継続性が重要 ○研修先農家の不足 ○新規就農者の出荷調整場の不足 ○露地栽培だけでは収入が不安定 |

(2) 安心して農業のできる生産環境整備

③ 農地の保全と利用促進

| 施策 | 取り組み実績・検証 | 課題抽出 |
|--------------|---|---|
| 優良な農地の保全 | 小川久保、下代継等の用排水路の清掃、浚渫を実施 東郷前用水の災害復旧 五日市小庄水田の用排水路清掃整備 | ○生産緑地地区の追加指定 ○用排水路等の整備 ○農業用取水堰等の改修整備検討 ○農業用施設の災害対策（防災減災） |
| 遊休農地の再生・活用 | 遊休農地現況調査の実施 遊休農地所有者への利用意向アンケートの実施 担い手への農地利用集積 （（1）①表参照、H23～27年10月現在：41,831㎡） 大規模市民農園の開設 NPO法人による港区の体験農園の開設支援 | ○一気に解消は難しい ○農地流動化に向けた農業委員会活動の強化 ○農地利用最適化推進委員の設置 |
| 環境にやさしい農業の推進 | 家畜伝染病危機管理マニュアルの策定 公害防止薬剤購入助成の継続 東京都エコ農産物認証取得農業者14人生分解性マルチの購入補助 | ○エコ農産物認証制度の周知不足 |

④ 獣害被害防止対策の推進

| 施策 | 取り組み実績・検証 | 課題抽出 |
|---------------|---|----------|
| 電気柵等による被害防止対策 | 被害実態調査の継続 簡易電気柵貸出し制度の開始 JAあきがわとの連携による簡易電気柵の普及 サル追い払いの継続 小和田地区電気柵機能向上 電気柵の現状調査・再整備計画の作成 | ○電気柵の老朽化 |

| | | |
|---------------------|--|---|
| <p>捕獲等による被害防止対策</p> | <p>あきる野の農と生態系を守り隊の設置 (狩猟免許取得支援、猟銃所持許可取得支援、捕獲従事者への総合支援) 広域捕獲の実施 隣接自治体との協議 防除・捕獲研修会の実施(農家、市民、猟友会対象) 対策マニュアルの策定(クマ、イノシシ)</p> | <p>○生息域の拡大 ○加害獣種の増加 ○人身被害、庭の掘り返しなど農作物以外への被害増加</p> |
|---------------------|--|---|

(3) 新たな農業の切り拓き

⑤ ふれあい農業の推進

| 施策 | 取り組み実績・検証 | 課題抽出 |
|---------------------|---|--|
| <p>市民農園の拡充</p> | <p>大規模市民農園の開設 栽培技術習得の講習会の開催 「市民農園だより」発行の継続 体験農園等の検討(旧戸倉小学校にて開設予定)</p> | <p>○ほぼ充足した ○市民農園の維持は必要だが、対象範囲を広げることのできる観光・体験農園の拡充にシフトする</p> |
| <p>農業ヘルパー制度等の確立</p> | <p>新規就農者の農業研修 農の雇用制度の普及</p> | <p>○ボランティア側、農家側、双方のニーズ不一致 ○ヘルパー制度より、新規就農希望者の研修体制の拡充にシフトする</p> |
| <p>食育や食文化の継承</p> | <p>あきる野市食と栄養の連絡会議 学校給食への地場産農産物の導入 農産物のレシピの作成 NPO法人による港区の体験農園の開設支援 体験農園等の検討(旧戸倉小学校にて開設準備中) 夏休み料理教室への地場産農産物の導入</p> | <p>○学校給食での使用品目・使用量の拡大 ○観光・体験農園の整備 ○レシピの普及</p> |

⑥ 特産品の検討

| 施 策 | 取り組み実績・検証 | 課題抽出 |
|------------------|---|---|
| 新たな特産品やブランドの検討 | <p>生姜ドレッシングの販売開始</p> <p>のらぼうの新レシピについて東京家政学院大学と検討（成果出ず）</p> <p>映画「五日市物語」でののらぼう紹介</p> <p>ユズのブランド化に向け都内和菓子店との調整を開始</p> | <p>○新たな特産・名産の開発</p> |
| 農商工連携による地元産の利用拡大 | <p>「簡単料理レシピ」の作成および料理講習会の開催</p> <p>あきる野農商工祭の開催</p> | <p>○飲食店等での使用拡大と普及</p> <p>○加工、六次化による付加価値の拡大と普及</p> |

第3章 あきる野農業の進むべき道

1 目標

市では、あきる野市の持つ「農」の可能性を高めるために、前計画に引き続き、以下3つの基本方針を継続して展開します。過去5年間の取組の検証結果から施策の精査を行い、16施策として取り組みます。

2 計画の3つの基本方針

(1) 魅力ある農業経営の確立

農業従事者の高齢化や担い手の不足などから耕作されていない農地（遊休農地）が、市内に点在しています。この遊休農地を農地に再生し、農産物の生産増大と自然環境の保全を図り、市民の要望・期待に応えることができるような取組を目指します。

特に、認定農業者や認定就農者などの担い手が魅力を感じることができるよう農業を経営できるように、農地の利用集積による規模拡大や、安定した経営をはかるための支援を行います。

また、農家と消費者の交流を深めるため、収穫体験や栽培見学等がセットとなった「あきる農を知り隊」（農ウォーク）の開催を継続し、農家の応援、あきる野農業の応援者の確保を目指します。

さらに、秋川ファーマーズセンターを「あきる野の食と農」の発信拠点として位置付け、「あきる野を満喫できる施設」として再整備を行います。

(2) 安心して農業のできる生産環境整備

農地は食料生産の場とともに、市民に潤いや安らぎを与える場などの役割も備えていることから、遊休農地の解消に努め、「農地と住宅地が共存共栄」できる取組を進めます。このため、生産緑地地区の追加指定や東京都のエコ農産物認証制度を推進し、環境にやさしく、かつ、安心・安全な農産物の栽培を進めます。

また、異常気象や、野生鳥獣による農地や農作物への被害も続いていることから、自然災害による農地の防災減災の対策をすすめ、安心して農業経営を営む環境整備も必要となっています。風水雪害などに対しては農業用施設の防災減災に取り組み、鳥獣害に対しては猟友会に委託しているサルの追払いや有害鳥獣捕獲委託を継続するとともに、意欲ある農家、猟友会、市民の集合である「あきる野の農と生態系を守り隊」を引き続き支援し、電気柵などによる防除と組み合わせる総合的に対策を行ないます。

(3) 新たな農業の切り拓き

学校給食への出荷や、農業の六次化を推進する本格的な加工施設が稼働し始めたことにより、地元産農産物の流通先が広くなりつつあります。

果実の摘み取り農園などの観光・体験農園の整備、農家による農産加工の拡充、地域内外の商工業者との連携による新たな加工品や料理の開発、農産物のブランド化などを通して、新たな動きを加速し、広く市民等に広めることにより、生産量の拡大と市民に愛され、親しまれる農業を目指します。

3 あきる野市農業振興計画の体系図

【目 標】

【3つの基本方針】

【目標達成に向けた推進項目】

【施 策】

【重点施策】

やっつけてんべえ！「明日の笑顔が見える、あきる野農業」

(1) 魅力ある農業経営の確立

農業経営の規模拡大や担い手育成を支援し、経営の安定化と消費者との信頼関係の構築を図ります。

① 地産地消型農業の推進
3つの直売所を拠点として、市民と共に地産地消を推進します。

- ① 直売所の拡充
- ② 農畜産物の安定供給
- ③ 担い手への農地の集積
- ④ 消費者と農業者の交流イベント

② 担い手の確保・育成
将来のあきる野農業の担い手を支援します。

- ⑤ 認定農業者制度等の推進
- ⑥ 農業後継者の育成支援
- ⑦ 新規就農者の育成支援

○ 直売所の拡充
秋川ファーマーズセンターを地産地消の核として再整備

○ 担い手への農地の集積
認定農業者、認定就農者への農地の集積

○ 新規就農者の育成支援
新規就農者への支援を継続する

(2) 安心して農業のできる生産環境整備

農地は、潤いや安らぎを与える場であることなどの多面的機能としての必要性のPRや、安心して農業経営を継続できる環境の整備を図ります。

③ 農地の保全と利用促進
意欲ある農業者に遊休農地の利用促進を図ります。

- ⑧ 優良な農地の保全
- ⑨ 遊休農地の再生・活用
- ⑩ 環境にやさしい農業の推進

④ 獣害被害防止対策の推進
獣害被害による生産意欲の低下を防ぎます。

- ⑪ 電気柵等による被害防止対策
- ⑫ 捕獲による被害防止対策

○ 遊休農地の再生・活用
遊休農地を再生し、経営規模の拡大を希望している農家へ農地の利用集積

○ 獣害被害防止対策
防除、捕獲、追払い等総合的な獣害対策を継続していく。農業者・市民等に狩猟免許等取得のための支援を継続する。

(3) 新たな農業の切り拓き

農商工の連携や観光 体験農園の設置など、あきる野農業の新たな可能性を追求します。

⑤ ふれあい農業の推進
食育を推進し、市民が農業にふれあうことで、市民が土にふれあうことで、農業の必要性等の理解を深めます。

- ⑬ 観光・体験農園
- ⑭ 食育や食文化の継承

⑥ 特産品の検討
地元産農畜産物のPRや新たな特産品、加工品の開発を推進します。

- ⑮ 新たな特産品やブランドの検討
- ⑯ 農商工連携による地元産の利用拡大

○ 観光・体験農園
消費者との距離が近い生産環境を活かし、都市住民が気軽に農に親しみ、食を楽しめる環境を醸成する。

3 施策展開

(1) 魅力ある農業経営の確立

① 地産地消型農業の推進

1 直売所の拡充

重点施策

更なる地産地消型農業を目指して、秋川ファーマーズセンターを「あきる野が満喫」できるように、施設周辺に観光農園の整備や地元農畜産物を利用したソフトクリーム、フレッシュジュース等の製造・販売も併せ持つ農業の総合拠点施設としての再整備します。

併せて、一年を通して市民に安心・安全な農畜産物を安定的かつ継続的に供給できる栽培体制を図ります。

さらに、3つの直売所において、市民等があきる野農業への理解を深めるためのイベントを開催します。

今後の取組

- 1 秋川ファーマーズセンターを地産地消の核として、「あきる野の農と食」を満喫できるような機能等を備えた施設として再整備する。
- 2 新鮮で安心・安全な農畜産物の供給量の増加を図る。
- 3 ポイントカードなどの消費者サービスの検討をする。
- 4 東京都エコ農産物認証を取得する農業者の増加（目標25人）を図る。
- 5 あきる野農業をPRするイベントの開催

成果目標

1年を通して、市民等に新鮮で安心・安全な農畜産物を安定的に供給することにより、農業者の所得向上と経営の安定化を目指す。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|----------------------|------------------|-----------------|------|------|--|
| 秋川ファーマーズセンター再整備計画の作成 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・JAあきがわ ・新四季創造（株） |
| | | 秋川ファーマーズセンター再整備 | | | |
| | 農畜産物供給量の増加に向けた取組 | | | | |
| | | PRイベント開催 | | | |

2

農畜産物の安定供給

重点施策

3つの直売所は、週末や平日の午後になると、品薄や品切れの状態になっているため、消費者の要望・期待に応えられる品数や数量の確保につながるよう、施設栽培による促成・抑制栽培による農産物の増産や優良牛の改良研究などの取組を継続して進めます。

また、鳥インフルエンザ、牛白血病、口蹄疫、PPVなど家畜や農産物の伝染病の脅威が増していることから、伝染病予防の取組も継続します。

今後の取組

- 1 東京都補助事業を活用した施設整備を推進する。
- 2 遊休農地の再生により生産量の増加を図る。
- 3 優良牛品種改良の研究、家畜伝染病の予防接種等の助成を継続する。
- 4 農業施設共済加入の普及促進

成果目標

1年を通して、市民等に新鮮で安心・安全な農畜産物を安定的に供給することにより、農業者の所得向上と経営の安定化を目指す。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|-------------------------|------|------|------|------|--|
| 要望調査・都と協議・補助事業による施設等の整備 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・農業委員会 |
| 遊休農地の再生・活用による生産量増加 | | | | | |
| 優良牛品種改良等助成継続 | | | | | |

遊休農地や、所有者の高齢化などにより管理が困難になりつつある農地を、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や農地法3条の許可などの制度により、認定農業者や認定就農者などの意欲ある農業者に集積し、農業経営の規模拡大を図ります。

これに伴い、農地の荒廃を防ぎます。

また、法人の農地の貸借についても、農地の適正利用に配慮しつつ推進します。

今後の取組

- 1 認定農業者・認定新規就農者
「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画の利用権設定による貸借を推進する。
- 2 認定農業者以外
農地法（第3条）の許可による貸借を推進する。
- 3 農地貸借の同意に基づき、遊休農地を再生し、利用する。
- 4 法人による農地の貸借を推進する。

成果目標

遊休農地の解消による農業環境の向上及び生産量の増加による安定供給を進めることにより、農業者の所得向上と経営の安定化を目指す。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|------|---------|------|------|--|
| | | 相談・情報提供 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・農業委員会 |
| | | 遊休農地の再生 | | | |
| | | 貸借の促進 | | | |
| | | | | | |

4

消費者と農業者の交流イベント

あきる野農業の応援者となるような消費者の確保・育成をするために、農地の散策や栽培説明、収穫体験がセットとなったイベントを継続・拡充して開催します。また、農家が消費者に郷土料理の作り方などを教える料理講習会等について検討します。

今後の取組

- 1 3つの直売所を基点に、「あきる農を知り隊」の実施を継続・拡充する。
- 2 JA あきがわと連携し、観光と連携した都市農村交流推進事業を実施する。
- 3 市内で昔から食べられている料理のレシピ作りを行う。

成果目標

消費者に、あきる野農業の理解と農業者との交流を通じて、あきる野農業の応援者とする。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|------|-----------------|------|------|---|
| | | 「あきる農を知り隊」の開催 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・市民 ・農業者 ・農業委員会 |
| | | 都市住民との交流イベントの開催 | | | |
| | | 料理講習会の検討・開催 | | | |
| | | | | | |

② 担い手の確保・育成

5 認定農業者制度等の推進

農業経営の規模拡大、生産方式、経営の合理化等自らの農業経営改善に意欲的に取り組む「認定農業者制度」を推進し、農業のスペシャリストとしての認定を推進します。

また、農業が後継者や女性に魅力ある職業として、意欲を持って農業に取り組めるよう、休日、給与、家事等の役割分担をルール化して取り決めた「家族経営協定」についてPRします。

これらは、「あきる野市担い手等育成総合支援協議会」が中心となり、制度普及の啓発や経営改善等を支援します。

今後の取組

- 1 認定農業者向けの市独自の支援策を検討する。
- 2 「あきる野市担い手等育成総合支援協議会」を核として、認定農業者の経営改善等の取組をサポートする。
- 3 農業委員会や農業団体が発行する機関紙などで制度の普及啓発を行う。

成果目標

40名を目標認定者とし、経営感覚に優れた担い手などを認定農業者として確保・育成する。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|------|------------|------|------|---|
| | | 制度のPR | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・農業委員会 ・認定農業者等担い手総合支援協議会 |
| | | 協議会によるサポート | | | |
| | | 支援策検討 | | | |
| | | | | | |

6

農業後継者の育成支援

「新規就農者提案型新事業」を継続し、農業後継者や、定年等により勤めを辞めて農業を開始するなどのUターン就農を支援します。

また、「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」、「定年等就農セミナー」（東京都とJA東京中央会）による後継者の育成を支援します。

また、「あきる野市農業振興会後継者部」で取組む活動等を拡充・支援します。

今後の取組

- 1 「新規就農者提案型支援事業」を継続していく。
- 2 フレッシュ&Uターン農業後継者セミナーへの参加を啓発する。
- 3 後継者部への助成、農業振興資金利子補給制度を継続する。
- 4 後継者部会へ支援を継続する。

成果目標

農業の基礎的な知識や実践的な技能を修得することにより、意欲ある担い手を確保するとともに、農業経営の安定化を図る。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|------|--------------|------|------|-------------------------------|
| | | 新規就農者提案型支援事業 | | | ・市 ・ ・農業委員会 ・JA あきがわ |
| | | セミナー参加の啓発 | | | |
| | | 利子補給継続 | | | |
| | | 後継者部会支援継続 | | | |
| | | | | | |

7 新規就農者の育成支援

重点施策

農外から、新たに生業として就農を希望する新規就農者については、直売所の活性化、遊休農地の解消とあわせ、既存農家とその後継者とともに新たな担い手として期待されており、「認定就農者」制度として国や都でも積極的な支援を行っています。東京都農業会議や東京都農林水産振興財団等と連携し、農地の貸借のあっせん、新規就農者提案型支援事業、国の青年就農給付金事業等を活用し、積極的に支援します。

また、利用権設定は期限があるため、施設化が難しく、収入が不安定な露地栽培に頼らざるを得ないことから、施設化が可能な農地を貸借できるよう農地の出し手との調整を図ります。

さらに、新規就農者は農家住宅に居住していないため、農業機械の保管場所や出荷調製を行う作業場も不足していることから、対策を検討する。

今後の取組

- 1 新たな担い手として、認定就農者の受け入れを進める。
- 2 東京都農業会議等と連携し、就農希望者の市内農家での研修を進める。
- 3 農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画により認定就農者に農地のあっせんを行う。
- 4 国や都の支援制度や新規就農者提案型支援事業を活用し、認定就農者が安定した経営を行えるまでの支援を行う。
- 5 JAあきがわと連携し、就農後の技術支援や販路の確保を図る。

成果目標

新たな担い手を確保・育成することにより、遊休農地の解消と生産量の増加を目指す。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|------|-------------------|------|------|--|
| | | 就農規模者の研修受け入れ | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業委員会 ・農業者 ・認定農業者等担い手総合支援協議会 ・JAあきがわ |
| | | 認定就農者の受入れ・農地のあっせん | | | |
| | | 新規就農者提案型支援事業 | | | |
| | | | | | |

(2) 安心して農業のできる生産環境整備

③ 農地の保全と利用促進

8 優良な農地の保全

農業振興地域農用地などの一団農地は、国や都の事業を活用し、防災対策と土地改良事業、農道、取水堰、用排水路の整備に努め、農業生産力の高い農地として保全を図ります。また、市街化区域内の農地は、生産緑地地区としての追加指定に取り組みます。

今後の取組

- 1 農地及び農業基盤の防災対策を行う。
- 2 生産緑地地区の追加指定を行う。
- 3 基盤整備事業や農道整備等について地権者の意向を把握する。
- 4 用排水路の整備、農業用取水堰等の改修について検討・協議を行う。

成果目標

農業振興地域農用地や生産緑地地区などの優良農地を確保・保全することにより、市民等に潤いや安らぎを与えるとともに、生産量の増大を目指す。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|------|--------------|------|------|----------------------|
| | | 農地防災対策事業 | | | ・市 ・農業委員会 ・農業者 |
| | | 生産緑地地区の追加 | | | |
| | | 農道整備等の意向把握 | | | |
| | | 農業用取水堰等の改修検討 | | | |
| | | | | | |

9

遊休農地の再生・活用

重点施策

遊休農地所有者の意向調査と農地の再生を図り、農業経営の規模拡大を目指す認定農業者や認定就農者等に農地の利用集積を推進します。

また、観光体験農園や、農地の少ない都内の区市の区民・市民農園としての活用も推進します。

今後の取組

- 1 遊休農地所有者の意向調査を行う。
- 2 貸借の同意が得られた遊休農地を農地に再生する。
- 3 農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者・新規就農者等に集約する。

成果目標

遊休農地を再生し、担い手農家へ集約することにより、生産拡大を進め、直売所に安定的に供給する。

また、農地の少ない区市の住民が利用できる区・市民農園や、摘み取り等の大規模な観光農園としての利用を図る。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|--------------|------|------|------|--|
| | 貸し手・借り手の調査 | | 情報提供 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業委員会 ・農業者 |
| | 遊休農地再生・利用集積 | | | | |
| | 区・市民農園等利用のPR | | | | |
| | | | | | |

10 環境にやさしい農業の推進

減農薬と化学肥料を削減した「東京エコ農産物認証」を推進し、認証農家の増加を促進するとともに、消費者への認証制度のPRをすすめ、認証によるメリットの相対的向上を図ります。さらに、ビニールごみの減量を図るために、生分解等のマルチの利用を促進し、環境にやさしい循環型農業を推進します。

また、畜舎の衛生管理の支援や家畜伝染病の危機管理体制の構築に取り組みます。

今後の取組

- 1 家畜排せつ物たい肥の利用を促進する。
- 2 家畜伝染病の危機管理対応マニュアルを作成する。
- 3 東京都エコ農産物認証者を増加させ、制度の普及啓発に取り組む。
- 4 ビニールごみを減量するため生分解マルチの利用促進を図る。

成果目標

安心・安全な農産物を直売所に供給するため、東京都エコ農産物認証者25戸、を目標とする。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|------|------------------|------|------|--|
| | | たい肥の利用促進 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・JA あきがわ |
| | | エコ農産物認証制度普及啓発 | | | |
| | | ビニールごみ（マルチ）減量の促進 | | | |
| | | | | | |

④ 獣害被害防止対策の推進

11

電気柵等による被害防止対策

重点施策

サル、イノシシ等の野生動物による農作物被害が発生している地区では、被害予防と農地の遊休化を防止するために、サルの追い払い委託や電気柵の設置やイノシシ用の簡易電気柵（電池式）の貸出しを継続します。

また、計画的に老朽化したサル用電気柵の機能向上を図ります

さらに、捕獲や防除の組み合わせによる総合対策の展開に向け、農業者への普及啓発をすすめます。

今後の取組

- 1 野生鳥獣による農業被害調査を継続する。
- 2 電気柵（東京都補助事業）設置を継続する。
- 3 サル追い払い事業（東京都補助事業）を継続する。
- 4 簡易電気柵の短期的な貸出しを行う。
- 5 計画的に電気柵の機能向上を行う。

成果目標

安心して農業生産活動に取り組むことにより生産性及び生産意欲の向上を図ることにより遊休農地の防止を図る。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|------|----------|------|------|---|
| | | 被害調査継続 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・獣害対策協議会 ・猟友会 ・あきる野の農と生態系を守り隊 |
| | | 電気柵設置の継続 | | | |
| | | 電気柵の機能向上 | | | |
| | | 追い払い事業継続 | | | |
| | | 簡易電気柵貸出し | | | |
| | | | | | |

12 捕獲による被害防止対策

イノシシ、ハクビシン等の有害鳥獣の捕獲委託を継続します。

イノシシやハクビシン等の野生鳥獣による農作物被害は、市内全域に及んでいること、さらにアライグマ・ハクビシンは外来生物として生態系への被害も発生していることから、東京都の防除計画や、生物多様性あきる野戦略の取組みと連動して、対策をすすめます。

また、「あきる野の農と生態系を守り隊」への支援を継続し、農業者・市民等の幅広い従事者が防除への参加できるよう、狩猟免許や猟銃等所持許可の取得、技術研修、促します。

今後の取組

- 1 農作物に被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲委託を継続する。
- 2 「あきる野の農と生態系を守り隊」への支援の継続

成果目標

安心して農業生産ができる環境を作り、遊休農地の防止・生産性の向上を図ることにより、農業経営の安定を目指す。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|------|--------------------|------|------|--|
| | | 捕獲委託継続 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・市民 ・農業者 ・猟友会 ・あきる野の農と生態系を守り隊 ・JA あきがわ |
| | | | | | |
| | | あきる野の農と生態系を守り隊支援継続 | | | |

(3) 新たな農業の切り拓き

⑤ ふれあい農業の推進

13 観光・体験農園の整備

重点施策

観光担当部署と連携し、市内を訪れる観光客や、農家以外の市民などが、野菜や果実の収穫体験を気軽に行い、農業への理解を深める事の出来る観光・体験農園の整備を支援します。

摘み取りなどの観光・体験農園の整備により、農業者も安定した収入を確保することも可能となります。

今後の取組

- 1 利用集積などを活用し、農家がイチゴやブルーベリー、スイートコーン等の観光・体験農園を整備するために必要な集団的農地のあっせんを行う。
- 2 施設化が必要な場合、東京都補助事業の活用や、市が設置し、農業者に貸し出すなどの仕組みを検討する。
- 3 戸倉体験研修センターなどと連携し、農業体験を行う。

成果目標

観光客に、あきる野農業の理解を深めてもらい、あきる野市への来訪者を増やすとともに、農業者の所得向上を図る。

年度計画 (当初5年間)

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|--------------|----------------|------------|------|------|---|
| 観光・体験農園の適地検討 | | 観光・体験農園の整備 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業委員会 ・農業者 ・戸倉体験研修センター指定管理者 ・JAあきがわ |
| | 戸倉体験研修センター農業体験 | | | | |
| | | | | | |

学校給食等での地場産農畜産物の使用を維持・拡大します。さらに、「あきる野産食材の日」の様なイベント的な取り組みを行います。保健・食育担当部署で取りまとめた「簡単料理レシピ」の普及をすすめ、地場産農産物を使った料理や、郷土料理などを伝承していきます。

また、あきる野産農畜産物を使用している飲食店等の認証制度や、PR活動について検討していきます。

今後の取組

- 1 学校給食等での地場産農産物の使用を維持拡大していく。
- 2 学校給食でイベント的な完全地元産農畜産物使用について検討・協議する。
- 3 地場産農産物を使用した料理や、農家の郷土料理の普及を進める。
- 4 地場産農畜産物使用飲食店の認証制度などを検討する。

成果目標

市民等に農業の必要性を通じ、「食の大切さ・命の尊さ」を伝えることにより、地元産材の利用拡大を図る。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|----------------------|------|------|------|--|
| | 給食への供給拡大、イベントの検討 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・市民 ・農業者 ・教育委員会 ・市内飲食店等 ・JA あきがわ |
| | レシピの普及 | | | | |
| | 地場産農畜産物使用飲食店の認証制度の検討 | | | | |
| | | | | | |

⑥ 特産品の検討

15 新たな特産・名産品やブランドの検討

東京都の地域産業資源として、「のらぼう菜・東京しゃも・秋川牛・奥多摩やまめ」が認定を受けており、「秋川とうもろこし」「盆堀ゆず」など地名を冠した農畜産物の知名度も上がってきています。

「東京産」という価値をブランド化につなげるよう、消費地に近く新鮮な農畜産物を提供できるあきる野の気候風土、消費者ニーズに応える農畜産物について、農業改良普及センターや大学などと連携して新たな共同研究について検討します。

今後の取組

- 1 あきる野市農業振興会等と新たな特産名産品の発掘・開発について研究する。
- 2 東京都や農業者と連携し、あきる野市の気候・風土に見合った野菜等の研究を行う。
- 3 暖房施設を所有する農業者と高単価農産物の栽培について研究する。
- 4 特産名産品等を各種媒体でPRをする。
- 5 秋川産米のブランド化について開発、研究をする。

成果目標

ブランド力を生かした安定した農業経営を図る。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|-----------------|------|------|------|--|
| | 特産名産品の発掘・研究 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・東京都 ・JA あきがわ |
| | 気候・風土に見合った野菜の研究 | | | | |
| | 高単価農産物の栽培研究 | | | | |
| | 特産名産品のPR | | | | |
| | | | | | |

飲食店・旅館等に「とうきょう特産食材使用店」の登録制度の普及啓発を行い、市民等に周知をします。

また、地場産を使用した「簡単料理レシピ」（健康課）の普及、「のらぼう菜・ユズ」などの特産名産品などを使用した6次産業化、地元で愛され、親しまれるような料理・商品を農商工で連携し、研究に取り組みます。

さらに、秋川溪谷物語（商工会）や農産物・加工品等を共同イベントの開催により販売することを検討します。

今後の取組

- 1 「とうきょう特産食材使用店」登録制度の普及啓発を図る。
- 2 地元で愛され、親しまれる料理・商品開発の研究をする。
- 3 地場産を使用した「簡単料理レシピ」のPRをする。
- 4 商工会等と共同イベントを開催し、農産物等の販売を促進する。
- 5 農産物の6次産業化について農商工で研究をする。

成果目標

あきる野産の農畜産物の消費拡大により、生産量の増加を目指す。
また、農業と商工業との連携を強化し、地域産業の振興を図る。

年度計画（当初5年間）

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 取組推進主体 |
|------|------|--------------|------|------|--|
| | | 料理開発・商品開発の研究 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・市民 ・農業者 ・JA あきがわ ・商工業者 |
| | | 登録制度の普及啓発 | | | |
| | | 6次産業化の研究 | | | |
| | | | | | |